

東風

東区から玄海原発の廃炉を考える会通信 38 号

福岡市東区千早 5-17-18 TK ビル 2 号館 1 階

ふくおか市民政治ネットワーク・福岡東事務所内

TEL 092-662-5077 FAX 092-662-5097 (2021 年 4 月 20 日発行)

原発汚染水の海洋放出に断固反対する！！

4 月 13 日、政府は福島原発処理水(放射能汚染水)の海洋放出を決定した。しかし、国民の懸念や疑問は置き去りのままの見切り発車である。

処理方法の検討は十分だったのか。陸上での固化処分や大型タンクでの長期保管、ロシアのトリチウム除去技術の可能性なども十分な検討なしに放棄された。

東電は責任を果たしているのか。この間露見したのは、福島の地震計や柏崎刈羽原発の核テロ対策の故障を長期間放置するという東電の無責任体質、無資格者の重要設備侵入を簡単に許す危機感の欠如、それを見逃してきた原子力規制委員会のいい加減さだった。

影響を被る人たちへの対応は十分だったのか。漁業者らの反対は根強く、昨年中の放出決定は先送りされたが、その間技術的検討や関係者に理解を得る努力が進んだとは言い難い。問題は漁業者の風評被害だけに止まらない。汚染水の海洋放出は太平洋全体が汚染され環境破壊につながる。汚染水は ALPS で処理されトリチウムだけ薄めて放出されるとの説明は不十分であり、トリチウム以外の 62 の放射線核種は 100% 取り除かれてはいない。現在でもタンクの中の放射性物質の総量は示されていない。



政府は IAEA との合意はできていると言うが、菅首相はコロナの緊急事態宣言解除を待ちかねたように全漁連の岸会長の合意を取り付けようとした。儀式的なアリバイ作りに過ぎない。政府は被害者や国民に向き合う姿勢をきちんと見直し、補償の在り方や、事故処理をめぐる科学的手法、また温暖化対策などの詭弁で原子力依存を進めるエネルギー政策を見直すべきだ。不透明で独りよがりの海洋放出決定は、とても許せない暴挙だと言わざるを得ない。(A)

原発ゼロ！ 3・11 福岡集会報告

福岡市と近郊の脱・反原発の 16 団体で、東日本大震災の当日、原発ゼロ！ 3.11 福岡集会が開催されました。

平日木曜日の昼時という時間帯でしたが、会場の警固公園に 200 人もの市民が参加し、集会後のデモには 170 名の参加。その後、70 名が九電本社へ赴き、本社前でマイクアピールをしつつ、地下の会議室で集会宣言と、原発停止の申し入れを手渡しました。

そして集会宣言を、菅首相、小川福岡県知事(当時)、高島福岡市長、山口佐賀県知事、脇山玄海町長に送付しました。(集会宣言は P2、九電への申し入れは P3 を参照下さい)

平日にかかわらず、200 名もの組織動員でない自発的な市民の参加があったのは、私たちの原発ゼロ！の思いが結実したものとと言えます。

集会宣言

10年前の今日、14時46分に発生した東日本大震災に続いて、史上最大最悪の環境公害事件と評されるあの福島第一原発事故が発生しました。

セシウムだけでも広島型原爆168個分もの放射性物質が、震災直後の混乱と悲しみに包まれた被災地に降り注ぎ、関東一円を含む広範な国土も放射性物質に汚染され、ピーク時には全国約47万人もの人々が郷里を追われたとされています。

この間、政府は、生活圏に限定した形ばかりの除染を行い、帰還困難区域を除いて全ての避難指示が解除されました。補償の打ち切りと連動して半ば強制的に帰還政策が推し進められ、被災者たちは汚染された郷里に戻るか戻らざるかの選択を強いられ、被災地に新たな分断がもたらされました。

事故から10年が経過してもなお福島第一原発の廃炉作業は道半ばで、事故後に発動された原子力緊急事態宣言も維持されたままです。放射性物質に汚染された国土の大部分は除染もされずに手付かずのまま放置され、福島第一原発の敷地は我が国の原子力政策の終焉を象徴するように行き場のない汚染水に満たされたタンク群に埋め尽くされています。無論、人生を大きく歪められた被災者に対する補償の問題も未だに決着をみていません。

それでもなお、政府は、事故後の技術革新により再生可能エネルギーが国内外で爆発的に普及するなかであって、未だに原子力発電という過去の遺物に固執し、再生可能エネルギーの主力電源化への潮流を妨げています。

私たちは、福島第一原発事故から10年の節目を迎えるにあたって、さまざまな思想・信条、立場や利害を超えて今日ここに集い、福島第一原発事故が今もなお続いているとの認識を新たにし、福島第一原発事故を決して風化させることなく、次の目標の実現に向けてともに前進していくことを決意しました。

- ▶私たちは、原発再稼働、老朽原発稼働延長、原発新增設に反対し、すべての原発の稼働停止と廃炉を求めます。
- ▶私たちは、国や東電に対して福島第一原発事故被害への完全なる救済、賠償と、生活再建や環境回復、健康被害対策などに責任を果たすことを求めます。
- ▶私たちは、放射能汚染水を海洋に放出しないことを求めます。
- ▶私たちは、核燃料サイクル政策をやめ、プルトニウムを利用しないことを求めます。
- ▶私たちは、九州電力による太陽光や風力などの再エネ出力抑制に反対し、それらを優先接続することを求めます。
- ▶私たちは、放射能もCO2も出さない脱原発・脱炭素社会の実現を求めます。

2021年3月11日
原発ゼロ！3・11福岡集会 参加者一同

2021年3月11日

九州電力株式会社代表取締役社長

電気事業連合会会長

池 辺 和 弘 様

今を生きる会 / 風下の会 / 来んしゃい金曜！脱原発
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
原発止めよう！九電本店前ひろば / 原発なくす蔵
原発なくそう！九州玄海訴訟原告団 / 原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団
さよなら原発！福岡 / 戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会
脱原発！いとしまネットワーク / 反核女子部
東区から玄海原発の廃炉を考える会 / 福島原発事故被害救済九州訴訟原告団
福島原発事故被害救済九州訴訟弁護団 / 福島原発事故被害救済九州訴訟を支援する会

福島原発事故から 10 年

原発ゼロ！を求める申し入れ

東京電力福島第一原発事故から、今日で 10 年が経過した。しかし、福島第一原発に係る原子力緊急事態宣言は未だに発動中であり、事故は全く収束していない。デブリ取り出しの見通しは立たず、汚染水は日々増え続けている。原発事故被災者・避難者の苦闘も、今なお続いている。

国際原子力事象評価尺度で「レベル 7」とされた福島原発事故は、3 基が炉心溶融するという史上最大最悪の原発事故だった。人類は、原発をコントロールすることなどできない。それが、福島原発事故から私たちが学んだことだった。にもかかわらず政府・電力会社は、事故後もなお原発事業を推進し、被災原発の稼働や老朽原発の稼働延長、さらには原発新增設さえも目論んでいる。私たちは、九電がその先頭を走り、池辺氏が会長を務める電事連がその旗振り役を担っていることを、怒りをもって強く抗議する。

二度と原発事故を起こさせてはならない。核のゴミを、これ以上未来世代に残してはならない。脱原発社会を実現させる。そのような想いをもって私たちは本日、警固公園に結集し「原発ゼロ！3.11 福岡集会」を開催した。そして、原発ゼロの新しい社会をつくっていくことを共に確認し合い、あらためてその決意を固めた。

ここに、本日集会で確認した集会宣言を貴職に届け、そこに記された目標実現のための具体的行動を起こすことを求めるとともに、下記事項について強く申し入れる。

【申し入れ】

九州電力管内および国内すべての原発において、原発再稼働と老朽原発の稼働延長をやめ、稼働中の原発をすべて停止し、廃炉にし、新增設を行わないこと。

以上

連絡先：工藤逸男（戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会 ☎090-1088-1215）

青柳行信（原発とめよう！九電本店前ひろば／さよなら原発！福岡）

不当判決弾劾!!

九州電力の玄海原発運転差し止め 佐賀地裁が請求棄却

2021年3月12日佐賀地裁は玄海原発3, 4号機について極めて不当な判決を言い渡したことに強く抗議する。

小雨降る中、傍聴希望者127名は裁判所中庭にコロナ対策もなく1時間以上も留め置かれ、行政訴訟8名、全基差止裁判9名の傍聴者が選抜され入廷。



2時30分、西門の旗出しで不当判決が張り出される。支援者からはため息とともに「どんな理由なのか」と不満が続出した。とりわけ、100名以上の原告は訴える権利がないという発言と全て裁判費用は原告が持つという達野ゆき裁判長の冷たい宣告に、これまで裁判でなにを聞いてきたのかと驚かされた。裁可した時、不満の声を上げた傍聴者に対して、「静かに」と言い放ち、「やかましか」と言い返したのが全ての支援者の声だ。裁判

長はこの間の論告の流れを一切無視し、国の主張を最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的なものと認定し、「破局的噴火」の発生はないし、地震の活動可能性が十分に小さいという（九電の）評価は不合理ではないと訴えを退けた。昨年12月の大飯原発の判決を無視し、国の判決をそのまま認めた判決文は、右陪審（国の手先）の考え通りに起草され、裁判長は上級審の指導通りに政治的判決を下したのではと疑う。先般司法界の女性判事増強を企てる菅政権の人事（男女平等企画という題目の下）として達野判事を登用して行おうとする流れがある。今後の栄転先を注目しよう。

当日の記者会見場にはマスクも含め160名が参加し、石丸団長は「ひどすぎる判決だ。いのちを守る闘いだ。このままでは引き下がれない。即刻控訴する。」と改めて、運転差し止め、設置許可の取り消しを求め、福岡高裁で闘う事を宣言した。

弁護士団からも大飯の「ばらつき判決」を無視している。官僚思考の司法判断だ。市民の安全をみず、国の原発行政を容認した司法判断を許さない。国と九電の主張を丸のみして訴えを却下した結論ありきの判決は不当だ。と述べている。

3月25日、32都道府県から300人の控訴人を得て、福岡高裁に控訴した。『国は、原発は「核の平和利用だ」と住民を欺いてきた。加えて国に追随してきた立地自治体の責任は重大である。その結果人々の命と暮らしを奪い、その犠牲は取り返しのつかないものであることを福島で学んだはずだ。しかし、九電も佐賀県も玄海町も「国の許可をえたこと」を大義名分に再稼動してきた。これまで起きた原発事故を教訓とせず、なおも安全神話を引きずり、再稼動を許可した国と、経済優先で再稼動した九電、そしてこれを許した司法に、強く抗議する。玄海3・4号機を止めるために、私たちは控訴して闘います。』と原告団は声明を出した。(T)

原告団声明

玄海 3・4 号機「許可取消し」と「運転差し止め」佐賀地裁の不当判決に抗議する

本日2021年3月12日、佐賀地方裁判所(達野ゆき裁判長)は、国相手の「玄海原発 3・4 号機原子炉設置変更許可取消し」、及び、九州電力相手の「玄海 3・4 号機運転差し止め」の二つの裁判において、市民の申し立てを2件とも棄却した。3.11 東京電力福島原発事故の犠牲を何ら教訓とせず、事故後につくられた安全基準さえ守っていないことを許す極めて不当な判決である。

原子力発電所は幾多の危険性を抱えている工場である。原発はウラン鉱山での労働から廃炉まで、この先何万年と被ばく労働の犠牲の上にしか成り立たない事を知った。使用済核燃料の行方もまったく見えていない。加えて原発で事故が起きれば、放射能汚染で人々の全てのくらしを奪うことを福島原発事故が証明した。私たちは「生きるためのふるさとを、この世界中を放射能汚染し続ける原発はやめてもらいたい」と、国と九州電力を相手に司法に訴えた。

裁判では地震動過小評価、火山巨大噴火の可能性、配管検査体制、重大事故対策と主に 4 項目に争点を絞り闘ってきた。

地震では、国が定めた「地震動審査ガイド」には基準地震動を定める際に「経験式が有するばらつきを考慮せよ」という規定がある。福島原発事故を踏まえ、付け加えられたものだ。しかし、国・九電はガイドに反して「ばらつき」を考慮しなかった。また、断層面の地震の大きさを求める現行の「入倉・三宅式」、震源における地震動の加速度のレベルを求める「壇他の式」という経験式そのものが過小評価となっていることから、私達はこれらに代えてそれぞれ「武村式」と「片岡式」を用いるべきと主張してきた。

火山では、「破局的噴火の可能性がないとはいえない」ことから、そもそも原発は立地不適であり、火山灰降下時の電源確保や核燃料の安全な搬出等ができないなど影響評価の面でも安全を確保できないことを私達は主張してきた。また「巨大噴火の可能性は想定しなくてよいという社会通念がある」という「社会通念論」の誤りを、法を無視してはならないと批判してきた。

しかし、司法は私たちの主張をことごとく退け、国や九電の法規違反を追認したのである。

国は、原発は「核の平和利用だ」と住民を欺いてきた。加えて国に追随してきた立地自治体の責任は重大である。その結果、人々の命とくらしを奪い、その犠牲は取り返しのつかないものであることを学んだはずだ。しかし、九州電力も佐賀県も玄海町も、「国の許可を得たこと」を大義名分に再稼働した。これまで起きた原発事故を教訓ともせず、なおも安全神話を引きずり、再稼働を許可した国と、経済優先で再稼働した九州電力、そしてこれを許した司法に強く抗議する。玄海 3・4 号機を止めるため、私たちはただちに控訴して闘う。

これからもみなさんと力を合わせ「原発のない安心して暮らせる社会」を目指して、行動を続けていく決意である。

2021年3月12日

玄海原発 3・4 号機原子炉設置変更許可取消請求裁判 原告団

玄海原発 3・4 号機運転差止請求裁判 原告団

2・3月 2021 年度当初予算議会

福島原発事故から 10 年、未だ収束は見えません。条例予算特別委員会で「原子力災害対策について」質疑を行いました。命を犠牲にしているエネルギーです。コロナ禍の原発整備や災害対策が直面している課題を考えても、全ての原発を 1 日も早く廃炉にするべきです。

最低の防御としての安定ヨウ素剤については、毎年要望を続けていることで、1 か所だった備蓄が 5 か所になり、今は離島の能古、玄界、小呂の各診療所が追加され 8 か所の分散備蓄に広がり、子ども用ゼリー状剤や災害対策に従事する職員分の予備備蓄も実現しました！ 引き続き、事前配布、事業者への費用負担、避難経路の分散備蓄（特に子ども関連施設）の提案をしています！

チェルノブイリも日本の原発も安全だと言われていましたが、35 年前 1986 年 4 月に史上最悪のチェルノブイリ原発事故が起き、1991 年ソ連崩壊まで国を統治してきたゴルバチョフ氏は、2006 年“チェルノブイリの事故こそが、ソ連崩壊の真の原因かもしれない”と記しています。これでもまだ原発に頼る社会を日本は進むのでしょうか？ 原発に頼らない社会を、地域から、一人ひとりからつくるのが、未来への大きな責任です。気候危機の対策が地球にとって喫緊の課題です。私たちは台風や豪雨一つコントロールはできません。地球温暖化対策実行計画の見直しを本気で進めることが重要です。福岡市の購入電力は再生可能エネルギー 100% をめざし、すべての人が省エネを楽しみながら実行できる方策を、多くの市民と作り出すことから始めるべきと考えます。そして、第一次産業を大切に、ゲノムや遺伝子組み換え作物ではなく、携わる人を育て、生きるために必要な土や海や山、そして空気を護ることを、地域できめ細かく取り組むことが、ひいては食糧危機への対応となります。いのち優先の政策を着実に進めなければいけません。福岡市がもつ、都市の構造として、省エネルギー建築物を促進し、これ以上、河川や博多湾の埋立てはすべきではなく質の高い緑地及びオープンスペースを増やすこと、自然豊かな福岡のシンボルとして、和白干潟をラムサール条約登録湿地に指定するなど、環境政策優先の市政を！ と討論で求めました。

【編集後記】

- ◇3.18 水戸地裁で日本原子力発電が再稼働を目指す東海第二原発（茨城県東海村）の運転差止を命じる判決を前田英子裁判長から言い渡されました。判決の骨子は原発から 30 キロ圏内 94 万人の避難計画が不十分という内容でした。福島第一原発の事故の教訓の何を学んだのか、玄海原発の避難計画・訓練をみても全く実効性のないものです。風向きによって西日本は壊滅します。被曝ありきの原発稼働は即刻中止すべきです。
- ◇3.16 関西電力の金品授受問題をめぐり、個人株主 49 人が関電の現旧役員ら 22 人に対し、約 92 億円を支払うよう求めた株主代表訴訟の第 1 回口頭弁論が大阪地裁で開かれました。被告側は「預かり保管だった。」との答弁書を出し、全面的に争う姿勢を示しています。次回第 2 回口頭弁論は 6/4(金)大阪地裁にて開かれます。